

ギリシャ
意匠法

大統領令 No. 259/1997

法 No. 3966/2011(2011年5月24日)にて改正

目次

第1部 一般規定

第1条 適用分野

第2条 定義

第2部 法律 No. 2417/1996 で批准したハーグ協定の適用，国際出願から保護まで

第3条 出願の提出

第4条 出願の言語

第5条 出願書類

第6条 国際出願の受理

第7条 国際出願の登録日

第8条 手数料の支払

第9条 国際出願の登録の効果

第10条 保護期間

第11条 ギリシャでの保護の終了

第3部 国内保護

第1章 国内保護—無効

第12条 保護の条件

第13条 開示

第14条 損害を受けない公表

第15条 保護の例外

第16条 無効

第2章 意匠又はひな形の移転

第17条 保護を受ける権利

第18条 請求の範囲

第19条 権利の移転及びライセンス

第3章 登録手続—証明—帳簿

第20条 出願の提出—受理要件

第21条 出願書類形式

第22条 優先権

第23条 公表の遅延

第 24 条 登録証明—公表

第 25 条 帳簿—登録簿—記録書

第 4 章 意匠又はひな形によって付与される権利

第 26 条 権利の内容

第 27 条 保護の範囲

第 28 条 法的保護—訴訟

第 29 条 登録意匠又はひな形の有効期間

第 5 章 最終及び経過規定

第 30 条

第 31 条

第1部 一般規定

第1条 適用分野

本法は、意匠又はひな形の国際出願に適用され、更にギリシャ国内でのその後の手続及び意匠又はひな形保護のための国内出願にも適用される。

第2条 定義

(1) 国内法の適用については、次のとおり。

(a) 「意匠又はひな形」とは、物品の全体又は一部の外観の視覚的な特徴であって、特に、物品自体の線、外郭、色彩、形状、形態及び／又は材料の特徴及び／又はその装飾の特徴に由来するものをいう。

(b) 「物品」とは、工業上又は手工芸上の物品であって、複合製品を組み立てるための部品、外装、体裁、図示表象及び印刷からなるものをいう。ただし、コンピュータ・プログラムを除く。

(2) 本法の適用については、次のとおり。

(a) 「O. B. I.」とは、アテネ所在の工業所有権庁のことをいう。

(b) 「WIPO」とは、法律 No. 1883/1990、でギリシャが批准した、特許協力条約第2条で規定する世界知的所有権機関のことをいう。

(c) 「協定」とは、法律 No. 2417/1996、でギリシャが批准した、意匠の国際登録に関するハーグ協定のことをいう。

(d) 「国際事務局」とは、ジュネーヴ所在の、知的所有権保護合同国際事務局をいう。

(e) 意匠及びひな形の「国際出願」とは、ハーグ協定の規定を満たした出願のことをいう。

(f) 意匠及びひな形の「国内出願」とは、保護の国内権利を取得するために O. B. I. に対して行う出願のことをいう。

(g) 「証明付翻訳文」とは、翻訳文を証明する権限を有する個人又は機関による翻訳文のことをいう。

(h) 「複数意匠出願」とは、2以上の図面又はひな形からなる出願のことをいう。

(i) 「大臣決定 No. 15928/EFA/1253」とは、「特許付与又は実用新案の証明及びその登録簿保管のための O. B. I. に対する出願」に関する 1987 年 12 月 24 日の大臣決定、のことをいう。

(ia) 「優先権主張」とは、法律 No. 213/1975 第1条でギリシャが批准した、工業所有権の保護に関する 1883 年のパリ条約第4条で規定する、先に行った出願について優先権を主張する権利のことをいう。

第2部 法律 No. 2417/1996 で批准したハーグ協定の適用，国際出願から保護まで

第3条 出願の提出

- (1) 国際出願は，ジュネーヴの国際事務局へ直接又はアテネの O. B. I. 庁舎若しくは存在すればその別館を通じて提出することができる。
- (2) ギリシャで最初の国際出願を提出する場合は，O. B. I. を通じて提出することができる。
- (3) 出願人が，ギリシャ国内に現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有しているとき，ギリシャに居住しているとき，又はギリシャ国民であるときには，その出願はギリシャで最初に提出したものとみなす。

第4条 出願の言語

国際出願は，フランス語又は英語で作成しなければならない。

第5条 出願書類

- (1) 国際出願書類は2部提出し，協定第5条の必須情報を含み，更に出願人又はその代理人が署名する。
- (2) 国際出願書類には，協定第5条(3)及び(4)に規定する選択的信息も含むことができる。
- (3) 国際出願書類の情報は，事務局の様式の指示に従って表示しなければならない。

第6条 国際出願の受理

- (1) O. B. I. は，国際出願と思われる書類を受領し，速やかに受領書を発行し，その受領書に，番号，添付書類又は要素，受領した日付を表示する。
- (2) 同日付で O. B. I. は，国際出願の書類を国際事務局にファクシミリで送付する。O. B. I. は，送付されなかった添付情報を国際出願書類原本とともに国際事務局宛に遅滞なく郵送する。

第7条 国際出願の登録日

国際出願の登録は，国際事務局が行う。登録日は，所定手数料を支払い，所定の様式の国際出願を国際事務局が受領した日とする。

第8条 手数料の支払

国際出願又は更新のための所定手数料は，スイスフラン建で国際事務局へ直接支払う。

第9条 国際出願の登録の効果

- (1) 保護される国としてギリシャを指定した意匠及びひな形国際登録簿に登録された国際出願は，行政上のすべての様式を満たした国内出願と同じ効果を有する。この国際出願は，現在有効である意匠又はひな形の国内出願の登録に関する規定によって保護される。
- (2) ギリシャを原出願国とする国際出願登録は，ギリシャ国内で完全に有効なものとする。
- (3) 国際事務局による国際意匠公報の国際出願登録の公表及び関連法は，O. B. I. による工業所有権公報(EDBI)での公表と同じ効果を有する。
- (4) 月例の国際意匠公報の公開日をもって，O. B. I. 庁舎でその内容は閲覧公開したものとなる。

第 10 条 保護期間

(1) ギリシャを指定国とする意匠又はひな形の国際出願登録の保護期間は 5 年であり、第 29 条の規定を満たせば更新することができる。

(2) 上述の保護は、協定第 6 条の規定により、国際出願の日から開始する。

第 11 条 ギリシャでの保護の終了

国際登録された意匠又はひな形は、第 16 条に基づく最終決定によって、ギリシャでの保護を終了する。当該決定は、O. B. I. から国際事務局へ通知し、国際意匠公報で公表し、国際登録簿に記録する。

第3部 国内保護

第1章 国内保護—無効

第12条 保護の条件

- (1) 第2条(1)(a)に基づく意匠又はひな形は、新規かつ独自性を有していることを条件として保護される。
- (2) 意匠又はひな形の保護は、登録日から開始する。
- (3) 意匠又はひな形は、登録出願の提出日若しくは優先権を主張する場合は優先日までにそれと同一の意匠が公に開示されていない限り新規性があるとみなす。意匠又はひな形の特徴が本質的でない細部においてのみ異なる場合は同一とみなす。
- (4) 意匠又はひな形は、その情報を受け取る使用者に与える全体の印象が、登録出願の提出日前若しくは優先権を主張する場合は優先日前に公衆が入手できる状態にあったその他の意匠又はひな形が同一の使用者に与える印象と異なるものであれば、独自性があるものとみなす。
- (5) 独自性の評価においては、技術的要件についての意匠又はひな形の创作者の自由度も考慮しなければならない。
- (6) 複合製品の構成部品である物品の意匠又はひな形は、次の場合に限り、新規かつ独自性を有しているとみなす。
 - (a) その構成部品が、複合製品に取り入れられたときに、その複合製品の通常の使用時にも視覚上確認できる場合
 - (b) その構成部品が、それ自体で新規かつ独自性の条件を満たしていると視覚上確認できる場合
- (7) 前項に基づく「通常の使用」とは、保守、補修又はこれと同様の業務以外のものをいう。

第13条 開示

- (1) 第12条(3)及び(4)の適用について、意匠又はひな形は、登録後に公表されたとき、その他の方法で公示したとき、市場に出荷されたとき、又はその他の方法で知られたときには、公衆が入手できる状態にあるものとみなす。ただし、通常の営業で、登録出願をO.B.I.に提出する前若しくは優先権を主張する場合は優先日前に、共同体内の適切な当業者が、それらの事態を知ることが合理的に不可能である場合を除く。
- (2) 意匠又はひな形は、守秘義務を明示又は暗示した第三者に提示したことのみを理由として、公衆が入手できる状態にあるとはみなさない。

第14条 損害を受けない公表

- (1) 意匠又はひな形が、登録出願の提出日前12月若しくは優先権を主張する場合は優先日前12月の間に公衆が入手できる状態になっていたときには、第12条(3)の規定を満たす意匠の新規性は、次の何れかの理由に該当する場合は、覆されない。
 - (a) 意匠又はひな形が、创作者、その承継人又は创作者若しくはその承継人により知得した第三者によって公衆が入手できる状態となったことを理由とする場合
 - (b) 意匠又はひな形が、その创作者又はその承継人に対する不正行為に起因して公知となっ

たことを理由とする場合。ただし、その不正行為によってその意匠又はひな形が登録された場合を除く。

(2) 意匠又はひな形が、法律 No. 5562/1932、でギリシャが批准し、1928年11月22日にパリで署名した国際博覧会条約に基づき公式に認められる国際博覧会に出展したものである場合にも、その意匠又はひな形の新規性は覆されない。この場合は、出展から6月以内に O. B. I. に出願しなければならず、出願人は、本法で規定する条件に従って意匠又はひな形を包含又は適用した物品が実際に出展されていた事実を証明する証拠を提出しなければならない。

第15条 保護の例外

(1) 次の場合は、意匠又はひな形についての権利は存在しない。

(a) 公の秩序又は善良な道徳に反するものである場合

(b) 物品の形状の特徴が、専らその技術的機能に従うものである場合

(c) 物品の外観の特徴が、その正確な形状及び寸法で複製しなければならないものであり、それによってその意匠又はひな形を包含し、又は適用する物品が、その他の物品と機械的に結合、中に配置、周辺又は対峙して設置することで機能を満たすことができる場合

(2) (1)(b)及び(c)の規定に拘らず、第12条の規定を満たすことを条件として、モジュラー方式で相互に交換可能な物品の組立又は結合を可能とするものである場合は、その意匠又はひな形は保護される。

第16条 無効

(1) 裁判所は、次の場合は、登録意匠又はひな形の無効を宣言する。

(a) 登録意匠又はひな形の所有者が、創作者、その承継人又は第17条に基づく権利者でない場合

(b) 保護される意匠又はひな形が、第12条及び第13条の条件を満たしていない場合

(c) 物品の形状の特徴又はその内部結合の特徴が、第15条(1)(b)及び(c)に基づき保護されないものである場合

(d) その実施又は公表が公の秩序又は善良な道徳に反するものである場合

(2) その他の事項については、法律 No. 1733/1987 第15条(2)及び(3)の規定を準用する。

(3) 権利の無効は、権利期間満了後又は権利の放棄後であっても宣言することができる。

(4) 無効を宣言された登録意匠又はひな形は、本法で規定する効果は初めから生じていなかったものとみなす。無効の遡及効は、無効の決定前に既判力となった侵害の決定及び無効の決定前に成立した契約には影響を与えない。ただし、それらの決定が行われる前に有効となることを条件とする。

第2章 意匠又はひな形の移転

第17条 保護を受ける権利

(1) 意匠又はひな形を登録する権利は、創作者又はその承継人に存する。意匠又はひな形の登録出願をした者は、第18条の規定を留保して、権利者とみなす。

(2) 共通の創作努力によって2以上の者が1の意匠又はひな形を創作した場合、別段の同意がなければ、その意匠又はひな形の権利は共同で、かつ、等しく存する。各権利者は、その持

分を自由に移転することができ、共通に登録された意匠又はひな形の保護管理をすることができる。

(3) 意匠又はひな形が従業員によって創作されたときには、法律 No. 1733/1987 第 6 条(4)、(5)、(6)、(7)の規定を準用する。

(4) 2 以上の者が、実質的に類似する意匠又はひな形をそれぞれ別個に創作したときには、意匠又はひな形の権利は、その登録出願を最初に提出した者又は第 22 条に基づきその他の者に対して優先権を有する者に存する。

第 18 条 請求の範囲

(1) 意匠又はひな形の権利者は、第三者がその権利者の同意を得ずにその権利者の意匠若しくはひな形又はその本質的な要素に関連する意匠又はひな形の登録出願を提出したときには、第三者に対して提訴し、その出願による権利の受益者である旨を確認する請求又は登録証が付与されているときには、その移転を請求することができる。登録意匠又はひな形の共同権利者は、その者の権利について確認する請求をすることができる。

(2) 権利者又は共同権利者による訴訟は、工業所有権特別公報(EDVI)での意匠又はひな形登録の公告日から 2 年以内に行う。その他の事項については、法律 No. 1733/1987 第 6 条(10)及び(11)の規定を準用する。

第 19 条 権利の移転及びライセンス

(1) 意匠又はひな形を登録する権利及び登録意匠又はひな形は、書面による同意又は相続によって移転できる。移転は、移転又は相続の証明を意匠登録簿に登録し、EDVI で公告したときに有効となる。

(2) 意匠又はひな形登録の権利者は、その意匠又はひな形を実施する権利を第三者に書面でライセンスすることができる。このライセンスは意匠及びひな形登録簿に登録し、EDVI で公告する。

(3) その他の事項については、法律 No. 1733/1987 第 12 条(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)の規定及び法律 No. 1733/1987 第 2 条(10)(g)及び第 24 条の要件及び手続を準用する。

第 3 章 登録手続—証明—帳簿

第 20 条 出願の提出—受理要件

(1) 意匠又はひな形登録については、出願書類を O. B. I. に提出しなければならない。

(2) 出願書類には、次のものを含まなければならない。

(a) 意匠及びひな形登録簿に登録を求める願書

(b) 出願人の名称又は商号、国籍、住所若しくは法人の場合は所在地、連絡先

(c) 出願人がギリシャ国内に居所又は住所を有していないときには、代理人氏名及びギリシャ裁判所に提出する依頼人の陳述書

(d) 意匠又はひな形に係る 1 又は複数の物品の指定

(e) 第 21 条に基づく、表現に適した意匠又はひな形の図面又は写真による表示

(3) 出願書類には、更に次のものを含むことができる。

(a) 意匠若しくはひな形に係る又は意匠若しくはひな形を適用する複数の物品の一覧

- (b) 意匠又はひな形のための国際分類を制定する 1968 年 10 月 8 日のロカルノ協定に基づく分類及び細分類による (a) に関する物品の分類であって、その時点で有効なもの
- (c) 出願人が創作者でない場合は、意匠又はひな形の権利の権原についての陳述書
- (d) 第 22 条に基づく先の出願に由来する優先権の主張、更にその最初の出願を行った日付及び国名を表示した陳述書
- (e) 意匠又はひな形の特徴的な要素の簡単な説明。色彩を付した場合は、その表示を含む。この説明は 100 語を超えてはならず、提出した表現に基づき意匠又はひな形を特徴付ける要素を説明する。その意匠又はひな形に係る物品の操作、用途、製造のための物質について説明してはならない。
- (f) 色彩を付して表示を公表する旨の請求
- (g) 第 23 条に基づく、出願の提出から 12 月を超えない期間内での意匠又はひな形登録出願の公表の遅延請求
- (h) 公認の国際博覧会に意匠又はひな形を出展していた陳述書。この陳述書には、博覧会を開催した日付の証明を添付する。
- (4) (3) (g) で規定する、O. B. I. による意匠又はひな形登録出願の公表の遅延を行うときには、出願人は、その出願書類の添付としてその意匠若しくはひな形に係る又は表示に現れる意匠若しくはひな形を適用する物品の見本を添付することができる。見本は、30cm×30cm を超えない寸法の紙箱内に密封し、その重量は 4kg 以内とする。紙箱の上面には、出願書類に添付する図面の表示と同じものを貼付する。
- (5) 複数の意匠又はひな形は、その合計が 50 を超えず、更にその意匠又はひな形に係る又は適用する物品がすべて同じ細分類、同じ組物又は同じ構成からなる場合は、複数意匠出願として 1 の出願に含むことができる。この場合に出願人は、法律 No. 1733/1987 第 2 条(10) (g) 及び第 24 条の要件及び手続に従い、追加する意匠又はひな形ごとの基本出願手数料を百分率換算した、追加登録手数料及び追加公表手数料を O. B. I. に支払う。複数意匠出願に公表の遅延を含む場合は、公表の遅延の追加手数料を個別に支払う。
- (6) 意匠又はひな形の出願及び登録の手数料及び法律 No. 1733/1987 第 2 条(10) (g) 及び第 24 条の要件及び手続に従って支払った最初の 5 年間の保護手数料の領収書は、出願書類に添付しなければならない。
- (7) (2) 及び(6) の要件を満たした出願は受理する。この場合に出願の提出は通常のものともみなすが、完全なものともみなすわけではない。
- (8) 出願人は、提出日から 4 月以内に、記載漏れを補充し、図面の誤記を訂正し、(3)、(4)、(5) の規定に基づく書面及びその他の添付書類を補充し、更に公表手数料及び該当すれば遅延公表手数料を支払わなければならない。その後、出願の提出を完全なものともみなす。
- (9) 前記期間内に出願が完全なものとならなかったときには、O. B. I. は決定によりその出願を拒絶する。
- (10) 出願の登録日は、(7) に基づく出願の通常の出願の日とする。

第 21 条 出願書類形式

- (1) 出願書類は 2 通を提出し、依頼人又はその代理人が署名する。大臣決定 No. 15298/EFA/1253 の第 2 条、第 3 条、第 4 条を準用する。
- (2) 出願書類及び意匠の表示の提出は、大臣決定 No. 15298/EFA/1253 の第 8 条(1)、(2)、

(3) (a), (b), (c), (d), (e), (f), (g)及び第9条で規定する規則に基づき行う。出願書類には、出願する意匠又はひな形を表示した白黒の写真又は図面2通を添付する。出願人が意匠に色彩を付して公表することを希望する場合は、当該写真又は図面の表示には色彩を付さなければならない。

(3) 写真及び図面の表示は鮮明なものとしなければならず、出願する意匠又はひな形に係る物品のみを陰影なしで表示しなければならず、その他の対象物、人物、動物を表示してはならない。対象物は、その通常の使用位置で少なくとも1回表示されなければならない。

(4) 次の出願は受理しない。

(a) 「インスタント現像フィルム」からの写真

(b) 物品、図面又は表示上に記載された、言葉、文、名称、商号及び商標

(c) 写真又は図面の表示の写真複写

(d) オフセット複製ができない写真又は図面の表示

(e) 寸法が16cm×16cmを超える写真

第22条 優先権

(1) 同一の意匠又はひな形出願が工業所有権の保護に関する国際同盟の同盟国の1で行われたときには、その出願の出願人又は権利者は、その先の出願から6月以内に提出することを条件として、優先権を有する。優先権は最初の出願日に遡及する。

(2) 意匠又はひな形の出願の優先権は、先の出願が実用新案についてのものである場合にも存在し、逆も成り立つ。ただし、同一の対象物に対し6月以内に、優先権の主張と(3)(a)以降で記載した情報を含む出願をO. B. I. に提出することを条件とする。

(3) 外国での最初の通常の出願から10月以内に、次のものをO. B. I. に提出しなければならない。

(a) 最初の通常の出願を行った国の適切な機関の証明書であって、出願の番号及び日付、更に意匠又はひな形の公式謄本を記載したもの

(b) 意匠又はひな形の公式謄本を添付した上記書類のギリシャ語への証明付翻訳文

(4) 複数の外国での保護に基づき優先権を主張する場合は、外国での最初の出願日を優先日とする。

第23条 公表の遅延

(1) 出願人は、O. B. I. に意匠又はひな形登録出願を提出するときに、第20条(2)(e), (3)(e)及び(f), (4)で規定する情報を公表しない旨を申請できる。この場合は、出願人が法律No. 1733/1987第2条(10)(g)及び第24条の要件及び手続に従い公表の遅延手数料をO. B. I. に支払うことを条件として、O. B. I. は当該情報を「非公表」として取扱い、個別の出願として保持する。この情報は、第20条(3)(f)で規定する各期間の満了前には公衆に通知せず、公衆が入手できる状態にもしない。

(2) 上記情報は、管轄裁判所の決定によって、保護される意匠又はひな形に由来する排他権の有効性、侵害訴訟、無効審判の当事者である者に開示される。

第24条 登録証明—公表

(1) 登録出願が通常かつ完全なものであることを条件として、出願の提出日から4月後に、

O. B. I. は意匠又はひな形登録証明を発行する。ただし、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条で規定する条件は審査せず、その責任は出願人が負う。

(2) 第 23 条の規定を留保して、登録意匠又はひな形はその添付情報とともに登録日から 4 月後に公表する。第 20 条(4)で規定する、登録意匠又はひな形を包含する又は適用する物品の見本がある場合は、O. B. I. はその旨を別表示で公表する。公表には、法律 No. 1733/1987 第 2 条(10) (g) 及び第 24 条の要件及び手続に基づく公表手数料を O. B. I. に支払う。

(3) 出願が公表された日付又は公表の遅延期間の満了又は中止の日付から、その出願、説明、意匠又はひな形、その他の関連する情報について、第三者は情報及び写しを請求できる。

(4) 登録された出願の情報は、工業所有権公報に公告する。

(5) 工業所有権公報での公告は、「意匠及びひな形」と表題を付した個別の部分で行う。この部分では、意匠及びひな形登録証明書若しくは移転、放棄及びライセンス、付与された保護の満了日又は登録意匠の失効等の情報を公告する。

第 25 条 帳簿—登録簿—記録書

(1) O. B. I. は、登録意匠及びひな形を記入した登録簿、手続ファイルを伴う意匠及びひな形の記録書並びに意匠及びひな形登録出願の記入の帳簿を保管する。

(2) 上記登録簿、記録書、帳簿の要素を保管する方法としては、法律 No. 1733/1987 第 4 条(2)、(3)、(4) 及び大臣決定 No. 15928/EFA/1253 第 10 条、第 11 条、第 12 条を準用する。

第 4 章 意匠又はひな形によって付与される権利

第 26 条 権利の内容

(1) 登録によって、意匠又はひな形の権利者は、その意匠又はひな形を排他的に使用する権利及びその者の同意を得ずに第三者がその意匠又はひな形を使用することを禁止する権利を取得する。

(2) 上述の使用には、特に、その意匠又はひな形に係る又は適用する物品の、製造、提供、市場への投入、輸入、輸出、使用、更にその物品を上記の目的で所持する行為を含む。

(3) 意匠又はひな形登録によって付与される権利は、次には及ばない。

(a) 非商業的目的の個人的な行為

(b) 実験又は研究目的での行為

(c) 教育での用例又はその枠内で意匠又はひな形を複製する行為。ただし、その行為が商道徳に反するものではなく、意匠又はひな形の通常の実施を不正に害するものではなく、出所についての表示があることを条件とする。

(d) 他国で登録された船舶又は航空機の装備であって、一時的にギリシャ国内に侵入した場合

(e) これらの船舶又は航空機の補修のための補助部品又は付属品のギリシャへの輸入

(f) これらの船舶又は航空機の補修行為

(4) (1) の規定にもかかわらず、意匠又はひな形を適用した物品を最初に市場に置いてから 5 年が経過した後は、第三者は、権利者との契約又は係争の場合は本法に基づく管轄裁判所の決定に基づく正当な対価を支払い、以下の内容の意匠又はひな形登録によって付与される権利を行使することができる。

- (a) その物品が意匠又はひな形に係る乗り物の交換部品を構成する。
- (b) その使用目的が乗り物の補修である。
- (c) たとえば商標、商号又はその他適切な手段の貼付などの、恒久的方法での表示によって、公衆が補修に使用される物品の出所を知る状態にある。
- (5) 第三者が意匠又はひな形出願を登録したとき又はその優先日に、その意匠又はひな形を使用している者若しくは使用のために必要な準備を行っていた者は、その者の業務及び必要に応じてその使用を継続する権利を有する。この権利は、業務に伴う場合にのみ移転できる。
- (6) 登録意匠又はひな形は、不動産担保又はその他の担保物権の対象とすることができ、差押の対象とすることもできる。

第 27 条 保護の範囲

- (1) 意匠又はひな形の保護は、情報を受ける使用者に類似であると印象を与える意匠又はひな形にもおよぶ。
- (2) 保護範囲の評価においては、技術的要件についての意匠又はひな形創作者の自由度も考慮する。

第 28 条 法的保護-訴訟

- (1) 意匠又はひな形を侵害するか又は侵害する虞がある如何なる場合にも、登録意匠又はひな形の所有者は侵害の中止及びその将来の不作为を請求することができる。侵害の中止には、権利所有者の申請により、表示的かつ非限定的に次のものを含ませることができる。
 - (a) 本法に規定された権利を侵害すると認められた物品及び適切な場合にはこれら物品の創出に主として使用された物質の商業的経路からの回収、
 - (b) これら物品及び物質の商業的経路からの確実な除去、又は
 - (c) これら物品及び材料の破棄。前節の適用を審査するに当り、侵害の深刻性と命じられた救済との間の均衡についての必要性及び第三者の利益を考慮する。ここに定められた措置は侵害者の費用負担にて実施される。ただし、特段の理由がそうしないことに援用された場合は、この限りでない。仲介業者であってその者のサービスにより第三者が本法に規定された権利を侵害する場合、その仲介業者に対しても、権利所有者は(1)に規定された権利を行使することができる。裁判所は権利所有者に対して支払われるべき 10,000 ユーロ以下の罰金刑を科すことができ、一方他のすべての場合にはギリシャ民事訴訟法第 947 条 が適用される。前節に規定された不作为義務の侵害を確証するに当り、ギリシャ民事訴訟法第 686 条以下に規定された手続が適用される。
- (2) ギリシャ法 N0. 1733/1987 第 17 条(2), (3), (4), (5), (6)及び(7)に定められた規定並びに同法第 17A 条から第 17F 条までに定められた規定は相応に適用される。

第 29 条 登録意匠又はひな形の有効期間

- (1) 登録意匠又はひな形の権利有効期間は、O. B. I. に通常の出願をした日から 5 年であり、5 年ごとに更新が可能であり、最長で意匠又はひな形登録出願の出願日から 25 年とする。
- (2) 更新出願は、登録意匠又はひな形の権利者又はその代理人が提出し、法律 No. 1733/1987 第 2 条(10)(g)及び第 24 条の要件及び手続に基づき支払った更新手数料の、O. B. I. が発行した受領書を添付する。更新手数料は、保護期間が満了する月の最終日前 6 月以内に前納する。

(3) (2)で規定する期間の満了後6月以内であれば、登録意匠又はひな形の権利者又はその代理人は、50%割増で手数料を支払うことができる。この期間内に支払わないときには、本法で規定する登録意匠又はひな形の保護は効力を失う。

(4) 更新は、現存する登録が満了した日の翌日から有効となる。

(5) 更新は、意匠及びひな形登録簿に記録する。

第5章 最終及び経過規定

第30条

本法に基づき登録された意匠又はひな形は、創作又は固定された日からギリシャで有効な著作権法に基づく保護を同時に受けることができる。

第31条

本法は、官報に公告することによって施行する。ハーグ協定に基づき出願された国際意匠又はひな形に関しては、本法は、ハーグ協定がギリシャで有効となる1997年4月18日から有効となる。

本法は、官報に公告しなければならない。

開発大臣は、本法の公告及び施行の権限を有する。